

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金



### (10万円/1世帯)のご案内



令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯に対し、6月末日までに確認書を送付し、臨時特別給付金を支給しております。

確認書は、町で課税状況が確認できた世帯へ送付していますので、非課税世帯に該当すると思うけれど確認書が送られてこないという方は、役場住民生活課生活グループへお問い合わせください。

なお、令和3年度の給付金をすでに受け取っている世帯や、課税されている方の扶養となっている方みの世帯、ご家族に課税されている方がいる世帯などは対象となりません。

#### 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる世帯

●給付金を受け取るには申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、令和4年6月1日時点でお住まいの市町村に提出してください。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

●給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記載して、申請時にお住まいの市区町村に提出してください。

※ 住民税非課税世帯相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。幌延町の場合、単身者93万円以下、母と子1人137万8千円以下などです。任意の1ヵ月の収入に12を掛けた金額が水準以下であれば該当となります。

＝いずれの場合も、申請期限は令和4年9月30日です＝



申請書が必要な方や、詳しく内容をお知りになりたい方は、役場住民生活課生活グループ（電話：5-1112）へお問い合わせください。